

平成30年度下水道使用料の改定について

1 平成30年度改定の方針（案）

平成22年3月に策定した千葉市下水道事業中長期経営計画（以下「経営計画」という。）に基づき、平成30年4月に予定されている下水道使用料の改定について検討しています。

現時点では、平成32年度まで資金不足が生じない見込みのため、改定を行わず、**平成30年度から平成32年度までの3年間は、下水道使用料を据え置く方向で考えています。**

2 使用料改定の背景・目的

（1）使用料の基本原則

下水道使用料（以下「使用料」という。）は、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費（汚水処理費）を回収するために、使用者からお支払いいただくものです。基本的に「雨水」に係るものは公費※、「汚水」に係るものは私費（使用料）で負担されています。

※雨水処理に要した経費は、一般会計から雨水処理負担金として繰り入れています。

（2）経営計画における使用料改定の考え方

計画期間内で設定した各使用料算定期間に**資金が不足することが見込まれる場合**（雨水処理費を除く）に、使用料を改定し、資金不足を解消することとしています。

（3）使用料改定の状況

ア 計画期間：平成22年度～平成32年度（11年間）

イ 使用料の算定方法：資金収支（全ての事業活動に伴う現金の収入と支出の差引）

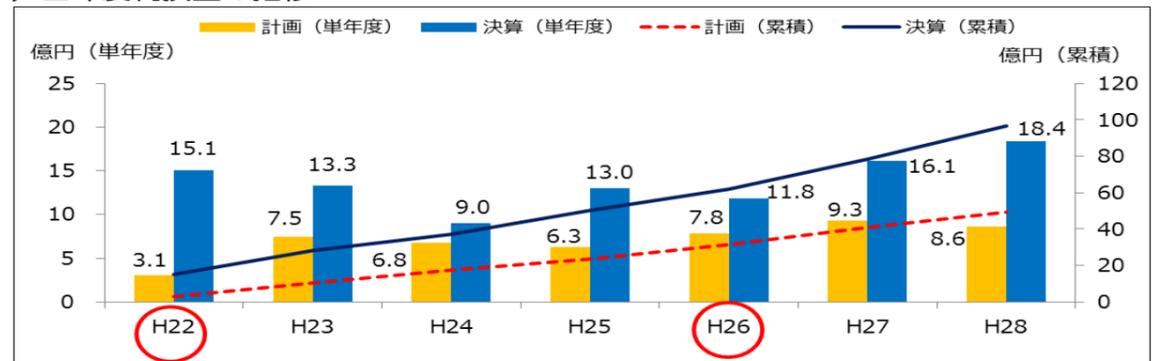
ウ 使用料改定率の計画及び実績

区分	平成22年度 (2010年度)	平成26年度 (2014年度)	平成30年度 (2018年度)
使用料算定期間	平成22年度～平成25年度 (4年間)	平成26年度～平成29年度 (4年間)	平成30年度～平成32年度 (3年間)
計画値 ①	1.9%	4.4%	4.8%
実績値 ②	1.9%*	2.56%	—
差引 ②-①	0.00ポイント	▲1.84ポイント	—

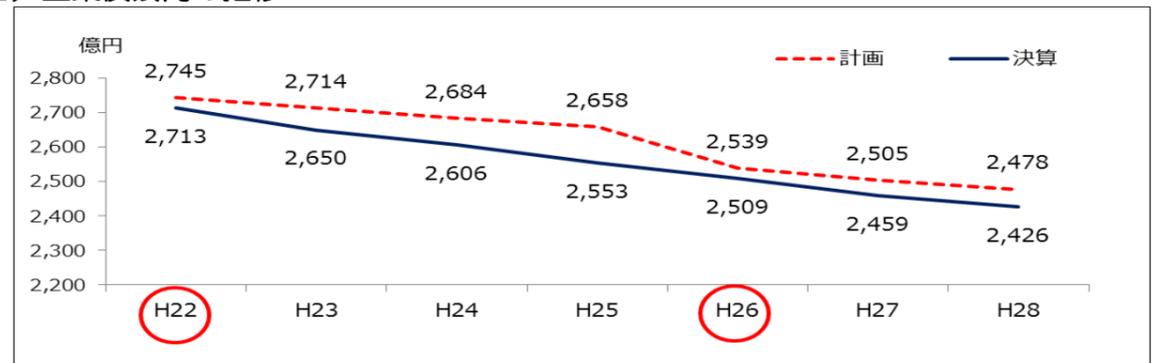
※ 平成22年度使用料改定は、経営計画の策定と同時期に実施

3 中長期経営計画と決算の比較（H25年度に、H26～29年度の計画値を見直しています。）

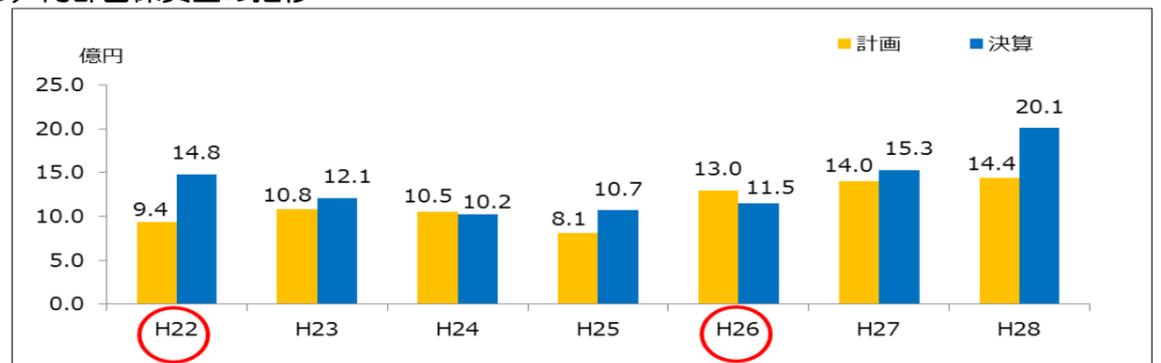
（1）当年度純損益の推移



（2）企業債残高の推移



（3）内部留保資金の推移



4 これまでの経営改善の主な取り組み

（1）利息負担額の減少（公的資金補償金免除繰上償還による建設企業債の借り換え）

高利率（4.2%～6.8%）→低利率（0.2%～1.3%）

※平成22年度から平成25年度に行った、繰上償還による建設企業債の借り換えにより、償還終期までに支払う利息総額は、当初借入時に比べて▲51.4億円

（2）収納率の向上（平成30年1月予定の上下水道料金徴収一元化）

今後の不納欠損に備えて引き当てる額が減少していく見込み（約▲7千万円/年）

5 平成32年度までの経営見通し

(1) 収支見通し

平成30年度から平成32年度までの使用料算定期間について、これまでの事業実績を踏まえ、今後、実施すべき事業を厳選するなど、収支見通しを精査しました。

① 収支目標

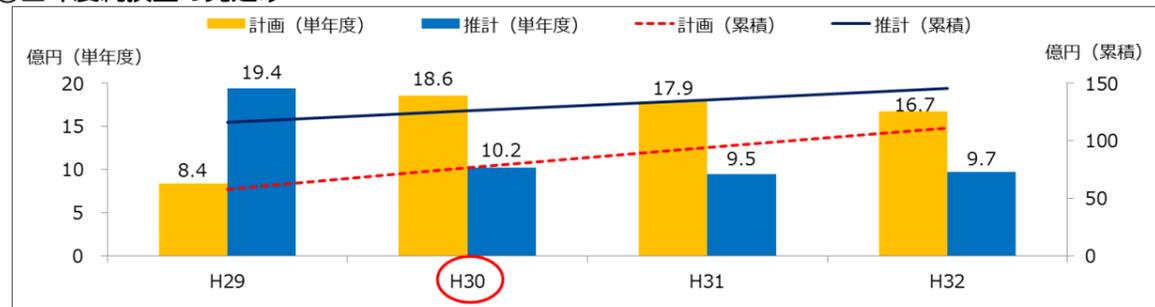
資金不足が生じないこと及び損益収支（通常の営業活動に伴う収益と費用）の黒字を継続

② 主な事業

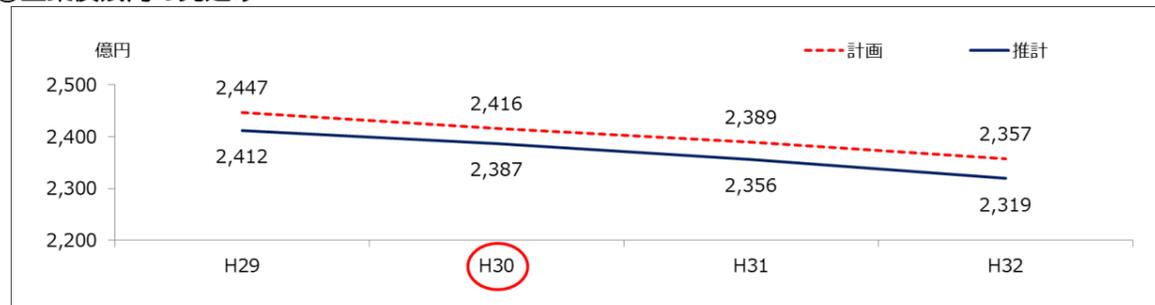
維持管理費→下水道法改正に基づく施設の法定点検・修繕、浄化センター包括的民間委託等
 建設事業費→集中豪雨等の多発による浸水対策、高度処理の推進、マンホールトイレの設置や施設の耐震化による地震対策の推進等

(2) 業績見通し（※推計では平成30年度に改定を行わないと仮定、計画では4.8%改定）

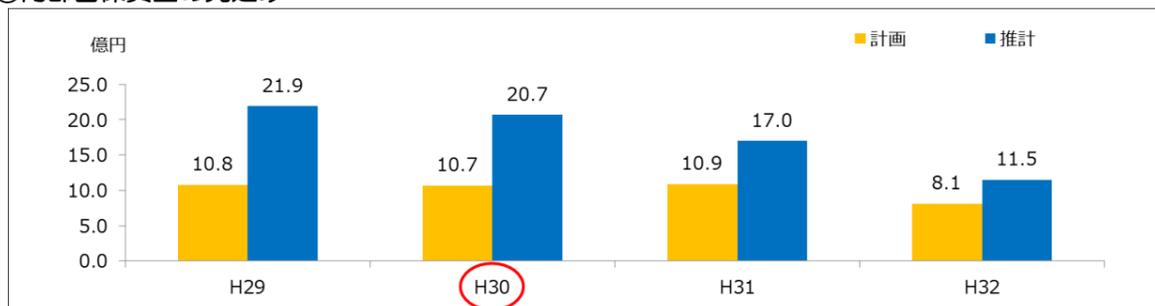
① 当年度純損益の見込み



② 企業債残高の見込み



③ 内部留保資金の見込み



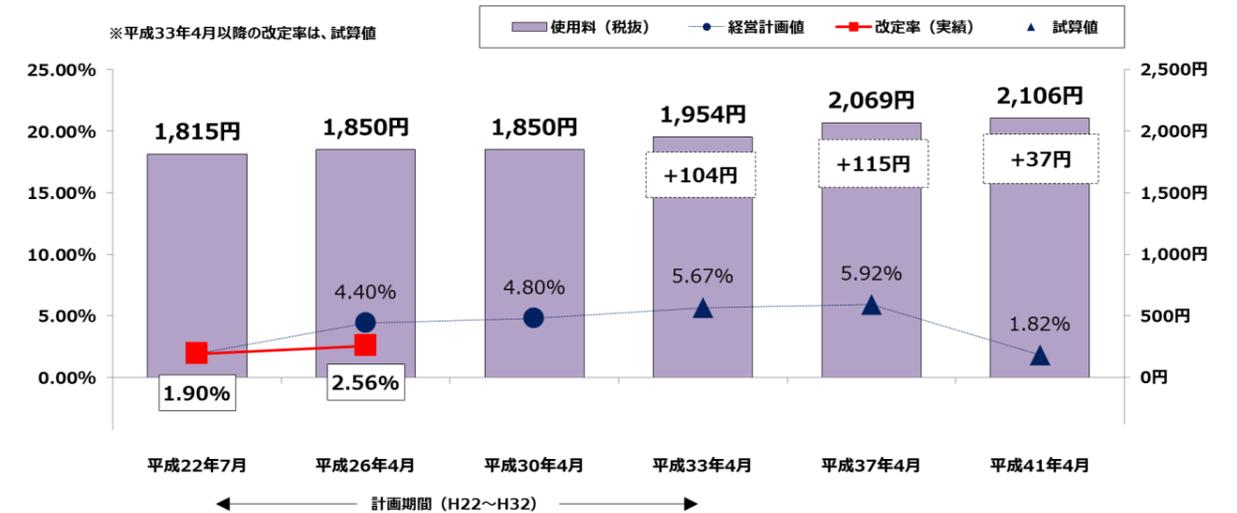
6 平成33年度以降の使用料改定率の将来予測

資本費平準化債の償還額が年々増加しており、償還財源を確保するためには、段階的に使用料改定を行っていく必要がある見込みとなっています。

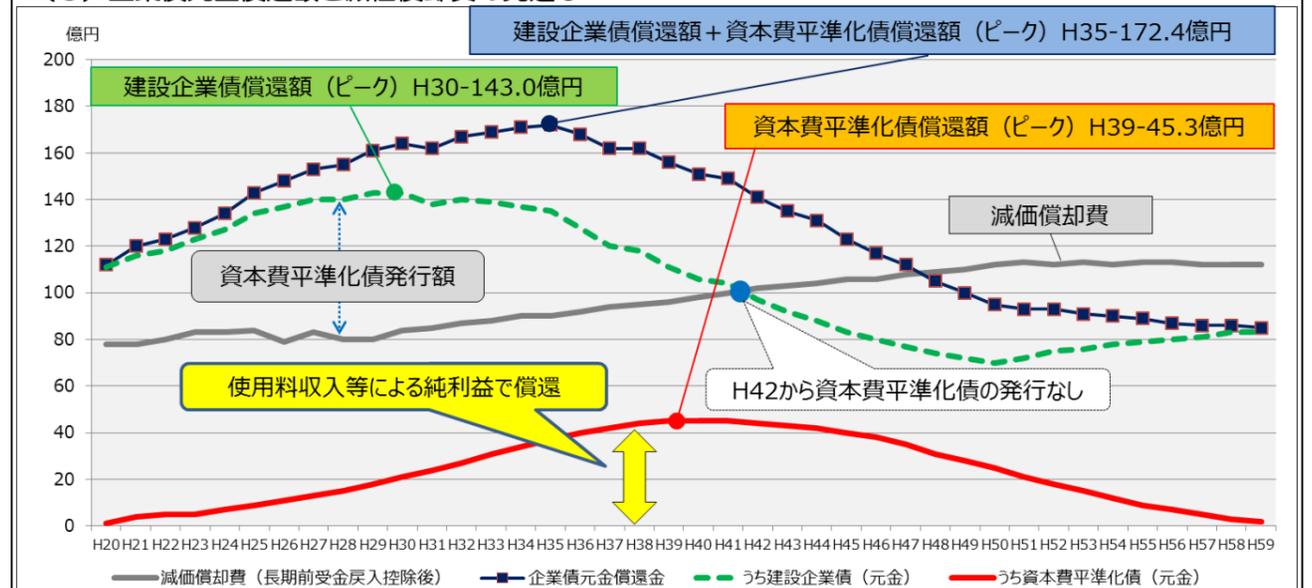
(1) 平成33年度以降の使用料改定率見込み（使用料算定期間を4年間ごととした場合）

	平成33年度 (2021年度)	平成37年度 (2025年度)	平成41年度 (2029年度)
使用料算定期間	平成33年度～平成36年度	平成37年度～平成40年度	平成41年度～平成44年度
試算値	5～6%程度	5～6%程度	1～2%程度

(2) 使用料改定の推移・一般家庭20m³/1か月使用料（円、税抜）



(3) 企業債元金償還額と減価償却費の見通し



参考：使用料改定の状況（H4 政令市移行時に地方公営企業法を財務適用して企業会計へ移行）

	H4.4	H7.10	H10.7	H13.4	H16.4	H19.4	H22.7	H26.4
改定率	32.14%	16.84%	16.77%	4.84%	3.94%	3.91%	1.90%	2.56%

※平成4～19年の改定は、収益及び費用の事実の発生に基づく「損益収支」方式で、平成22年以降は経営計画に基づき、現金収入及び支出に基づく「資金収支」方式で、収支均衡となるよう改定率を算出している。

下水道使用料(公共下水道) 一般家庭用20m3/1か月(円)・税込(8%)

平成29年7月1日現在
 出典：地方公営企業決算状況調査(総務省)
 ()は直近改定年月日(消費税率改定は除く。)

【県内市町・広域組合】

★は公共下水道の終末処理場あり



【政令市・東京都】

相模原市以外は公共下水道の終末処理場あり

